

令和 8 年度「副首都・大阪」プロモーション事業 YouTube・Instagram 広告配信及び分析業務委託仕様書

1 案件名称

令和 8 年度「副首都・大阪」プロモーション事業 YouTube・Instagram 広告配信及び分析業務委託

2 業務目的

副首都ビジョンでは、副首都・大阪の府民認知度の向上を目標として設定しており、令和 3 年度に実施した府民アンケート調査では、府民認知度は全体で 55%であり、目標達成に向けさらなる府民認知度の向上が必要である。なお、府民アンケート調査では、特に若者・女性の認知がその他の層に比べて低い結果となっている。

そのため、当面は、若者・女性の利用率が高い YouTube や Instagram において広告を配信し、視聴率及びクリック率の向上を図る。

また、広告配信の効果測定及び分析によって PDCA サイクルを回すことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 月 11 月 6 日まで

4 業務内容

(1) 広告配信業務

若者・女性の利用率が高い YouTube・Instagram において、契約期間中、合計 2 回、広告費用 600,000 円分の動画広告を放映する。

※広告費用の端数の取扱いについては、発注者と協議し、原則 2 回目の広告費用に上乗せすること

●YouTube 広告

項目	内容									
配信対象	・大阪府在住の男女 ※年齢層等ターゲティングの詳細は、事前に発注者が指定する。									
配信時期	・1 回目：契約日から令和 8 年 6 月末までの 1 ～ 2 週間程度 ・2 回目：令和 8 年 9 月に 2 週間程度 ※広告時期・期間については、事前に発注者と協議すること。									
配信方法	・スキップ可能なインストリーム広告（横型の 15 秒動画 4 本）									
配信数	・各回次表のとおり配信すること。 <table border="1"><thead><tr><th>配信時期</th><th>配信枠</th><th>広告費用（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 回目</td><td>横型動画（4 本合計）</td><td>発注者指定</td></tr><tr><td>2 回目</td><td>同上</td><td>発注者指定</td></tr></tbody></table> ・広告費用は、媒体別（YouTube／Instagram）及び各回（1 回目／2 回目）の内訳を含め、発注者が指定する。広告費用合計は 600,000 円とする。 ・期間中の 1 アカウントごとの表示回数の上限は、1 週間 2 回とする	配信時期	配信枠	広告費用（円）	1 回目	横型動画（4 本合計）	発注者指定	2 回目	同上	発注者指定
配信時期	配信枠	広告費用（円）								
1 回目	横型動画（4 本合計）	発注者指定								
2 回目	同上	発注者指定								
使用する動画	・横型動画を使用すること。									

	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の提供方法は、副首都推進局の YouTube チャンネルにアップロードされているリンク又は動画データの送付とする。 ・横型動画 15 秒の動画 4 種類（再生リスト） https://www.youtube.com/watch?v=9TuuDEI-0QE&list=PLfJoTFq0hckYBYxPFRzvehHoEQfjI1V9C&pp=0gcJCWMEOCosWNin <ul style="list-style-type: none"> (1) 3つの柱で副首都・大阪！篇 (2) 便利で安全な大阪篇 (3) ワクワク・チャレンジできる大阪篇 (4) 暮らしも仕事もおもしろい大阪篇 <p>※同媒体での広告配信実績ありの動画</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・動画広告に、大阪市が指定する web ページへのリンクを貼ること。 ・表示デバイスは、スマートフォン及びタブレットとする。 ・媒体の仕様変更により設定できない項目等がある場合は、発注者と協議すること。

● Instagram 広告

項目	内容									
配信対象	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府在住の男女 ※年齢層等ターゲティングの詳細は、事前に発注者と協議すること。 									
配信時期	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目：契約日から令和8年6月末までの1～2週間程度 ・2回目：令和8年9月に2週間程度 ※広告時期・期間については、事前に発注者と協議すること。 									
配信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・縦型の15秒動画4本について、配信すること。 ・配信面はストーリーズとすること。 									
配信数	<p>次表のとおり配信すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配信時期</th> <th>配信枠</th> <th>広告費用（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>ストーリーズ（縦型動画4本）</td> <td>発注者指定</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>同上</td> <td>発注者指定</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・広告費用は、媒体別（YouTube／Instagram）及び各回（1回目／2回目）の内訳を含め、発注者が指定する。広告費用合計は600,000円とする。 ・期間中の1アカウントごとのインプレッション数については設定の可否を確認し、事前に発注者と協議すること。 	配信時期	配信枠	広告費用（円）	1回目	ストーリーズ（縦型動画4本）	発注者指定	2回目	同上	発注者指定
配信時期	配信枠	広告費用（円）								
1回目	ストーリーズ（縦型動画4本）	発注者指定								
2回目	同上	発注者指定								
使用する動画	<ul style="list-style-type: none"> ・縦型動画を使用すること。 ・動画の提供方法は、副首都推進局の YouTube チャンネルにアップロードされているリンク又は動画データの送付とする。 ・縦型動画 15 秒の動画 4 種類（再生リスト） https://www.youtube.com/playlist?list=PLfJoTFq0hckYJECs_dLIX2JIEZbDNKVsh <ul style="list-style-type: none"> (1) 3つの柱で副首都・大阪！篇 									

	(2) 便利で安全な大阪篇 (3) ワクワク・チャレンジできる大阪篇 (4) 暮らしも仕事もおもしろい大阪篇 ※同媒体での広告配信実績ありの動画
その他	・動画広告に、大阪市が指定する web ページへのリンクを貼ること。 ・表示デバイスは、スマートフォン及びタブレットとする。 ・媒体の仕様変更により設定できない項目等がある場合は、発注者と協議すること。

※受注者は、副首都推進局副首都推進担当が事前に確認した広告を表示すること。ただし、広告の内容を編集・加工する必要が生じた場合は、事前に発注者の了解を得るものとし、編集・加工後の広告の内容について、発注者の確認を受けること。

(2) 配信結果の報告

- ア 受注者は、各配信終了後、翌開庁日から起算して6開庁日以内に当該配信結果を記載した速報レポートを発注者へ提出すること。（例：配信終了日が6/30（火）23：59の場合、速報レポート提出期限は7/8（水））
- イ 速報レポートは、各媒体から出力された生データをMicrosoft Excel（CSV形式）に落とし込んだものをいう。速報レポートには、以下の内容を含めることを基本とし、発注者が行う分析などで他データが必要となった場合は、各媒体仕様上出力可能な範囲で発注者の求めに応じ提出すること。
- ウ 媒体の仕様変更等により出力できない項目がある場合は、発注者と協議すること。

<YouTube 広告>

- (ア) 配信期間の合計表示回数
- (イ) 曜日と時間帯別・日別・男女別・年齢別・地域別・広告別・表示デバイス別の次の項目
→表示回数、視聴回数、視聴率、視聴単価、クリック数、クリック率、CPM、平均広告視聴単価、クリック単価、費用

<Instagram 広告>

- (ア) 配信期間の合計表示回数
- (イ) 曜日と日別・男女別・年齢別・地域別・広告別の次の項目
→インプレッション数、視聴回数、視聴率、視聴単価、クリック数、クリック率、CPM、平均広告視聴単価、クリック単価、費用
- ※別添速報レポートイメージも参照すること

(3) 配信結果の分析

- ア 受注者は、速報レポートの数値をもとに各配信期間における配信結果を分析すること。（業務期間中の提出は合計2回）
- イ 分析結果については、報告書を提出すること。報告書のフォーマットについては、事前に発注者に確認すること。
- ウ 提出時期は、各配信完了後、翌開庁日から起算して3週間以内とする。（例：配信終了日が6/30（火）23：59の場合、報告書提出期限は7/22（水））
- エ 報告書は、次の視点で記載すること。

<報告書の視点>

- (ア) 業務目的に対し広告配信がどのように寄与したか
- (イ) これまでの業務経験から取得している民間企業や行政機関等の一般的数値との比較
- (ウ) 特に、若者・女性の認知向上に、広告配信によってどのような効果があったか
- (エ) SNS ごとの特徴やターゲット別での視聴数、クリック数も踏まえる

5 大阪市に提出する成果品等

提出にあたっては、事前に本市の確認を取ること。A 4 サイズで作成し、電子データによりメールで提出すること。提出前に必ずウイルスチェックをすること。

- (1) 契約締結後 14 日以内に事業内容、事業スケジュールについて記載した業務実施計画書
- (2) 4 (2) 配信結果の報告に記載の速報レポート（配信期間ごとに合計 2 回提出）
- (3) 4 (3) 配信結果の分析に記載の報告書（配信期間ごとに合計 2 回提出）
- (4) 業務完了報告書

6 再委託について

- (1) 契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記（3）に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (2) 契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。

- (3) 納品にあたっては、事前連絡のうえ担当職員の指示に従うこと。
- (4) 業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。なお、その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。
- (5) 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。
- (6) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

8 留意事項

- (1) 受注者は、委託業務を実施するうえで知り得た個人情報及び法人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置、体制を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、公正・中立性を確保すること。

9 発注担当者及び納品先

副首都推進局副首都推進担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階

電話：06-6208-8862 ファックス：06-6202-9355

E-MAIL：ae0003@city.osaka.lg.jp

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（副首都推進局総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（副首都推進局総務担当）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の副首都推進局総務担当（連絡先：06 - 6208 - 9514）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

キャンペーン接触人数 表示回数 クリック数 クリック率 視聴回数 視聴率 平均広告視聴単価 CPM クリック単価 費用
副首都・大阪_ストーリーズ_〇月_〇回目

日	曜日	表示回数	クリック数	クリック率	視聴回数	視聴率	平均広告視聴単価	CPM	クリック単価	費用
	3/9									
	3/10									
	3/11									
	3/12									
	3/13									
	3/14									
	3/15									
	合計									

性別	表示回数	クリック数	クリック率	視聴回数	視聴率	平均広告視聴単価	CPM	クリック単価	費用
男性									
女性									
不明									
合計									

年齢	表示回数	クリック数	クリック率	視聴回数	視聴率	平均広告視聴単価	CPM	クリック単価	費用
18~24 才									
25~34 才									
35~44 才									
45~54 才									
55~64 才									
65 才以上									
不明									
合計									

デバイス別	表示回数	クリック数	クリック率	視聴回数	視聴率	平均広告視聴単価	CPM	クリック単価	費用
スマートフォン									
タブレット									
合計									

広告別	表示回数	クリック数	クリック率	視聴回数	視聴率	平均広告視聴単価	CPM	クリック単価	費用
【3つの柱で副首都・大阪篇】									
【暮らしも仕事もおもしろい大阪篇】									
【便利で安全な大阪篇】									
【ワクワク・チャレンジできる大阪篇】									
合計									

時間帯	表示回数	クリック数	クリック率
0			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
合計			